

労務ROAD

社長が入れる労災保険のことなら

『葛城経営研究会』

詳しくは、06-6264-6543 まで!

河本社労士事務所

(編集担当:伊藤)

〒541-0056 大阪市中央区久太郎町1-9-26 船場ISビル5F Tel:06-6264-6264 Fax:06-6264-6265

働き方・休み方に関する課題と対策について

厚生労働省が運営している「働き方・休み方改善ポータルサイト」(平成30年1月19日公表)から、よくある課題について抜粋致しましたので、自社の課題に近いものがあれば、対策検討の参考にしてください。

<課題> 繁忙期に外部人材を雇用しても業務内容の説明に労力がかかり、うまく活用できない。

<対策> **業務を標準化する!**
業務の棚卸を行い、さらに業務手順書を作成する。作成した業務手順書については、繁忙期等における新規人材の教育に活用し、働き方・休み方の改善促進に役立てる。

<課題> 退職や異動、育児休暇取得時など、業務の引継ぎに時間をとられ、残業が増えてしまう。

<対策> **引継書を工夫し、うまく活用する!**
引継書は、業務全体が俯瞰できるものとし、業務の流れ、社内外の関係者とのつながり等を明示する。資料については、資料一覧と格納先をリストアップし整理しておく。
引継書の作成については、過去に作成したものをベースに、半期や四半期、プロジェクトの節目などに、引継書の改訂を行っておくことにより、引継ぎ時の負担軽減を図る。

<課題> 繁忙期にイベント等により、所定休日である土・日曜日の出勤が発生するが、代休の取得が十分でない。

<対策> **1年単位の変形労働時間制度の導入を検討する!**
本制度導入により、繁忙期と閑散期で所定休日の日数に差を設け、閑散期における所定休日を十分に確保し、年間総労働時間の削減を図る。

<課題> 長時間労働や年次有給休暇の取得が低調な部署、個人の原因がわかっていない。

<対策> **ヒアリング等の方法により実態を把握する!**
社内の好事例、問題事例の要因分析を社内で共有する。
また労働組合からも社員の意見を収集してもらい、それらをもとに労使共同で取組を検討し、推進する。

【厚生労働省より】

「外国人雇用状況」の届出状況 (平成29年10月末現在)

労働者全体の状況について

- 外国人労働者数は1,278,670人。前年同期比で194,901人(18.0%)増加し、過去最高を更新した。

【増加した要因】

- 政府が推進している高度外国人材や留学生の受入れが進んでいること
- 雇用情勢の改善が着実に進み、「永住者」や「日本人の配偶者」等の身分に基づく在留資格の方々の就労が増えていること
- 技能実習制度の活用が進んでいること等が背景にあると考えられる。

○ 国籍別の状況

- 中国 372,263人(全体の29.1%) [前年同期比8.0%増]
- ベトナム 240,259人(同18.8%) [同39.7%増]
- フィリピン 146,798人(同11.5%) [同15.1%増]
- ブラジル 117,299人(同9.2%) [同10.0%増]

○ 在留資格別の状況

- 身分に基づく在留資格 459,132人(全体の35.9%) [前年同期比45,743人(11.1%)増]
- 資格外活動(留学) 259,604人(同20.3%) [同49,947人(23.8%)増]
- 専門的・技術的分野 238,412人(同18.6%) [同37,418人(18.6%)増]
- 技能実習 257,788人(同20.2%) [同46,680人(22.1%)増]



すべての事業主に対し、外国人労働者(特別永住者及び在留資格「外交」・「公用」の者を除く)の雇入れ及び離職の際に、当該外国人労働者の氏名、在留資格、在留期間などについて確認し、厚生労働大臣(ハローワーク)へ届け出ることが義務づけられていますので、お忘れのないように!

【大阪労働局より】